

介護支援専門員 (ケアマネージャー)の声

鳥取市東居宅介護支援センター
なかほろちはる
中原千春さん

介護者に合ったケアプランの作成や介護サービス事業者の紹介は、介護者やその家族の本当の声を聞くことができなければ行うことができません。ですから、早く信頼関係を築き、どんなことでも相談

していただけると、いつも心がけています。

サービスが本当に介護者に合っているか、新たな困りごとはないかと、毎月訪問するのですが、私は介護者のみなさんがその時に見せる笑顔を見るとホッと、信頼されているかなと感じます。

今回訪問したご家庭は、夫が妻の介護を始めて十三年になるお宅です。介護保険

制度が始まった平成十二年から居宅サービスを利用され、大変助かっていると喜ばれていますが、高齢となり、体力的にも厳しく、介護を続けていくことに不安を感じておられるようです。

このような不安を少しでも解消し、介護者やその家族のお役にたてる介護サービス提供の橋渡しができるよう、頑張っていきたいと思えます。

「他人が家に入ることに抵抗がある」ので居宅サービスは、利用したくないという人がいます。

一方で、居宅サービスを手元に利用し、住み慣れた自宅で生活している人がいます。

居宅サービスの利用は、介護支援専門員（現在、市内をエリアとしている四十三カ所の事業者に所属）とよく話し合い、希望に添ったケアプランを作ることがポイントになります。

みなさん、もっと居宅サービスを利用しましょうよ。



Q 介護支援専門員（ケアマネージャー）とは、どういう人ですか。

A 要介護者などが適切に介護サービスを利用するための介護サービス計画（ケアプラン）の作成をはじめ、要介護者などからの相談、心身の状況などに応じた適切なサービスが利用できるよう市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を行うのが、介護支援専門員です。

Q 介護サービス計画（ケアプラン）を変更することができませんか。

A 介護支援専門員やサービス事業者が変更の必要があると認めた場合には、計画を変更することが出来ます。また、利用者がサービス内容に不満があり、計画の変更を求めた場合にも、介護支援専門員は、利用者や家族の承諾を得て、利用者の意向が反映されたものになるよう変更する必要があります。

居宅サービスの支給限度額を教えてください。

居宅サービスを利用する場合、要介護度ごとに介護保険の対象となる一カ月の支給限度額が決められています。

例えば、要介護一の人が限度額いっぱいサービス利用をされた場合、利用者の負担金は一六五八〇円になります。この利用者の負担金については、軽減されるサービスがあります。（ページ下段参照）

居宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1カ月の支給限度額	利用者負担分
要 支 援	61,500円	6,150円
要 介 護 1	165,800円	16,580円
要 介 護 2	194,800円	19,480円
要 介 護 3	267,500円	26,750円
要 介 護 4	306,000円	30,600円
要 介 護 5	358,300円	35,830円

※福祉用具の購入や住宅改修、グループホームなど支給限度額の対象とならないサービスもあります。

■問い合わせ先
高齢社会課（本庁舎2階）
20-3-173